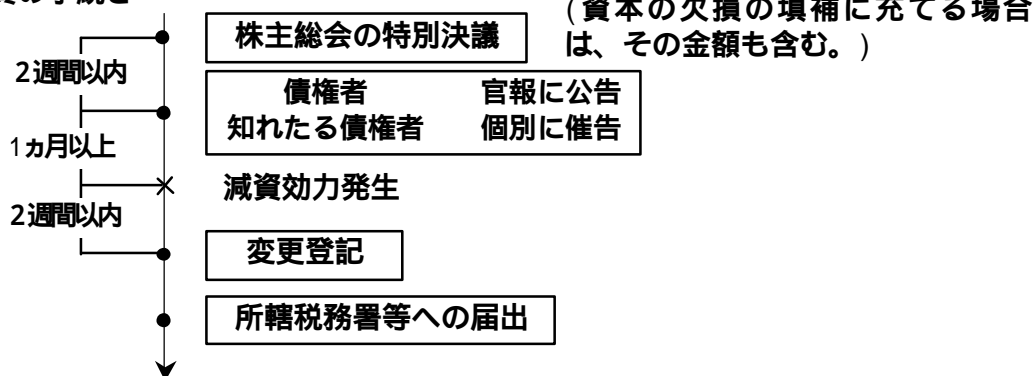


## 無償減資

無償減資とは、会社の財産が減少しない形式的な減資です。従来は、欠損金の填補や、配当可能利益を捻出するために行われてきましたが、外形標準課税の導入に伴い、資本金が1億円を超える会社で無償減資が行われるケースも予想されます。

### 1. 減資の手続き



### 2. 無償減資の処理

	発行会社側		株主側
	会計上	税務上	
株式の消却を伴わない場合	減少した資本の金額 「その他資本剰余金」	減少した資本の金額 「資本積立金」	処理なし
株式の消却を伴う場合	同上	同上	・譲渡損失の認識 ・取得価額の付替え計算

#### ・譲渡損失の認識

税務上、株式の消却を伴う無償減資を行った場合、譲渡としてとり扱われます。この場合、無償のため譲渡対価はゼロとなり、消却された株式の帳簿価額が譲渡損失として認識されます。

#### ・取得価額の付替え計算

$$\text{減資後の株式1株の帳簿価額} = \frac{\text{旧株1株の帳簿価額} \times \text{減資直前の旧株数}}{\text{減資直後の旧株の数}}$$

### 3. 無償減資の効果

- 1) 資本金が1億円以下となった場合
  - ・ 2004年4月1日以後開始事業年度の外形標準課税の適用対象外
  - ・ 法人税の軽減税率など課税の特例の適用  
(日税メールステーション66号ご参照)
- 2) 欠損填補に充てた場合  
欠損金を補填しても、税務上の繰越欠損金や資本積立金は変わりません。

#### お見逃しなく!

1. 法人住民税における均等割額は無償減資を行っても、「資本等」の金額が変わらないため、変動しません。
2. 株式の消却を伴う無償減資について、発行法人が相当の欠損金を抱えるなどの合理的理由がない場合に、株主側の譲渡損失が寄附金とみなされることとなります。
3. 定款に定める方法で決算公告をしていないと、減資の登記ができません。特に注意が必要です。